

## 落札者決定基準

大阪市立中学校等における  
採点支援システム提供・運用保守業務委託  
長期継続

大阪市教育委員会事務局

## 1. 基本的な考え方

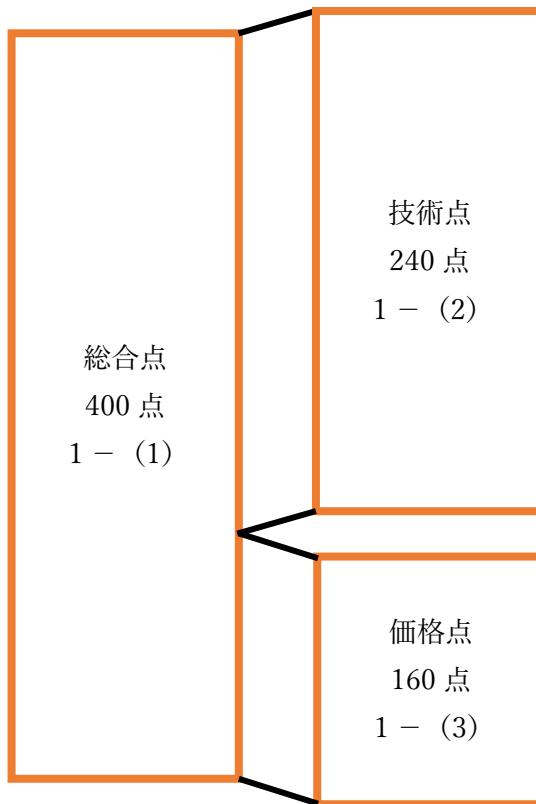
落札者の決定にあたっては、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い入札者を落札者とする。得点及び評価については、外部審査委員の意見を集約し、選定委員会で決定する。なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者としない。(提案内容の評価は行わない。)

### (1) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

下記(2)、(3)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数（以下「総合点」という）が最も高い者を落札者とする。

「技術点」と「価格点」のバランスは6対4とする。入札参加者の獲得する「総合点」は、「技術点」と「価格点」の単純な和となる。

$$\text{総合点 (400 点)} = \text{技術点 (240 点)} + \text{価格点 (160 点)}$$



### (2) 技術点（提案内容の評価）

提案内容の評価は、「提案書評価表」に基づき提案内容を評価し、提案内容に応じた点数を与える。

### (3) 価格点（入札価格の評価）

入札価格については、後に示す起算式に基づき、入札価格に応じた点数を与える。

### (4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合点数の最も高い者が2以上あるとき（同点）のときの対応

ア 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を落札者とする。

イ 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

「入札金額」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

## 2. 提案内容の評価

### (1) 技術点の評価

「技術点」は、提案書の内容に基づき、以下の手順で行う。

ア 評価項目の大分類の設定、配点

「提案書評価表」に基づき、評価項目の分類、配点を設定する。なお、「提案書評価表」の※印の重要項目が×の場合は失格とする。

分類	配点設定
1 採点機能について	130 点
2 サポート体制について	50 点
3 実績について	10 点
4 クラウドサービスに関する認定・監査等	20 点
5 追加提案	30 点
合計	240 点

イ 評価項目の評価点の考え方

評価項目単位の採点は、その評価に応じて0～30点までの点数を配点する。なお、「提案書評価表」の※印の重要項目が×の場合は失格とする。

評価項目配点	◎	○	×
30	30	15	0
20	20	10	0
10	10	5	0

### (2) 技術点の減点

ア 提案書のページ数について

提案書の総ページ数が100ページを超えた場合は、「技術点」から50点を減点する。なお、総ページ数が上限を大きく逸脱している場合は、評価しないこととする。

イ 重点項目について

発注者が特に重要と考える項目を重要項目として設定する。重要項目は「提案書評価表」に示すとおりとする。

### 3. 入札価格の評価

「価格点」の点数算出式は、次のとおりとする。

$$\text{「価格点」} = \text{価格点に配分された最高点 (160 点)} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

(小数点以下 1 衔までを有効とし、小数点以下 2 衔目を四捨五入する。)

予定価格は、入札にあたっての評価のための数値であり、発注者にて設定する。

入札価格、及び予定価格はともに税抜の価格とする。

### 4. 総合点の算出方法

入札参加者の獲得する「総合点」は以下のように算出する。

$$\text{「総合点」} = \text{「技術点」} + \text{「価格点」}$$

### 5. その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 選定委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと